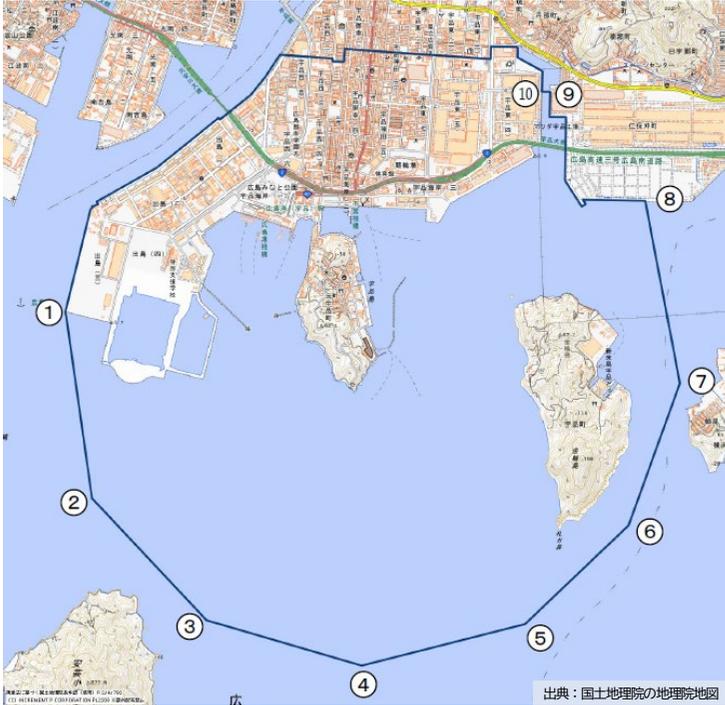


G7広島サミット開催前後の期間 ドローン等は飛行禁止

G7広島サミット開催に伴い、要人の警備等に万全を期すため、次の規制エリアの上空では**ドローン等の飛行が禁止**となります。また、要人のスケジュールに合わせて、規制エリアを追加します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



1 広島市南区元宇品町及びその周囲約2.5 kmの地域（海域含む）

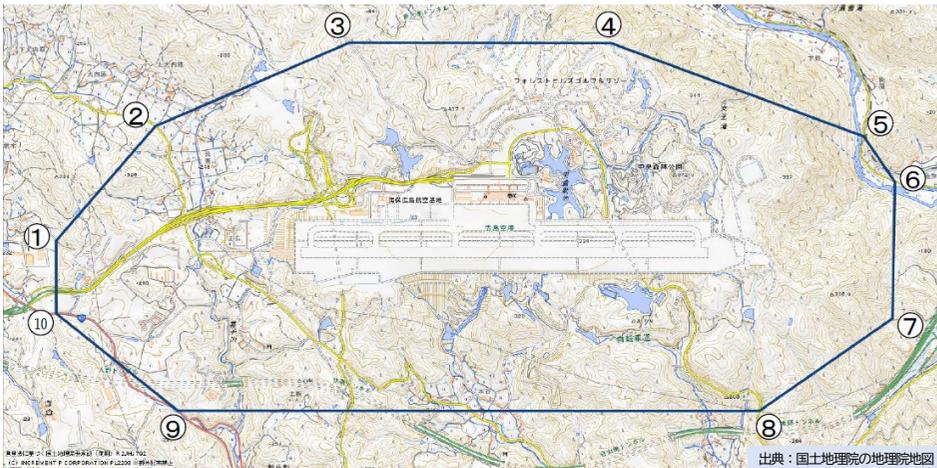


規制期間 4月19日～5月22日

①から⑩の点を結んだ線により囲まれた区域

- 広島市南区宇品東4丁目2番及び3番
- 宇品東5丁目から7丁目まで
- 宇品神田3丁目から5丁目まで
- 宇品御幸3丁目から5丁目まで
- 宇品西2丁目13番（左図に示す部分に限る。）
- 宇品西3丁目から6丁目まで
- 宇品海岸1丁目から3丁目まで
- 元宇品町
- 出島1丁目から4丁目まで
- 宇品町
- 左図に示す海域

2 広島空港及びその周囲約1 kmの地域



規制期間 4月19日～5月22日

①から⑩の点を結んだ線により囲まれた区域

- 三原市本郷町善入寺
 - 三原市本郷町上北方
 - 三原市本郷町船木
 - 東広島市河内町入野
 - 竹原市新庄町
- （いずれも左図に示す部分に限る。）

要人の訪問先など、上記1・2の他に**規制エリア**を追加する予定です。最新の情報については下部URLまたは右のQRコードからご確認ください。



- やむを得ず、ドローン等を飛行させる場合、事前の同意や通報（届出）などの手続きが必要です。
- 規制エリアで、必要な手続きをせずにドローン等を飛行させた場合は処罰されることがあります。
- ドローン等の飛行の通報（届出）に関しては、規制エリアを管轄する警察署にご相談ください。
- ドローン等に関して、不審な飛行情報や購入者等を把握した場合は警察への通報をお願いします。



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-summit/regulation-smalldrone.html>